

久喜市告示第 57 / 号

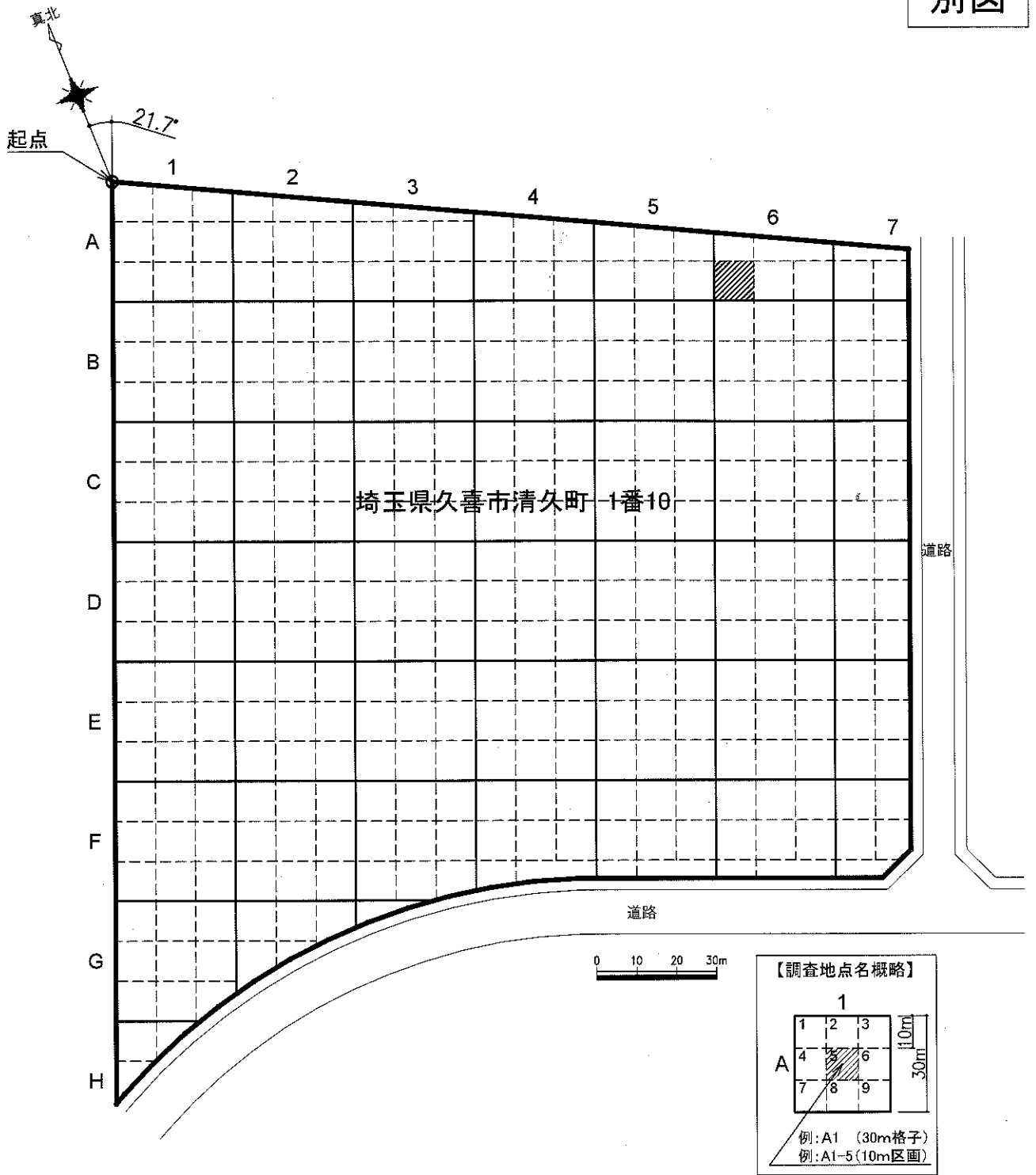
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするとき
の届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成 24 年 11 月 19 日

久喜市長 田 中 暄



- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（久喜市清久町 1 番 10 の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項
の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物



起点

起点は、埼玉県久喜市清久町 1番10の敷地境界の最北端。

格子の回転角度 21.7度

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。

凡例

- 要措置区域等
- 調査対象地
- 30m格子 境界線
- 単位区画 境界線